

令和2年度鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）緊急募集について

標記の件につきまして、鳥取県より募集案内が届きました。新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に緊急貸与をするものです。詳細は別添のチラシをご確認ください。貸与を希望される方は、募集要項と申請書類をお渡しいたしますので、4月15日（水）までに事務室でお受け取りください。

●申請の流れ

- ・4月15日（水）まで 希望者は事務室で募集要項・申請書類を受け取る。
- ・4月22日（水）まで 申請書類を事務室へ提出。

提出書類（申請希望のお申し出があった方のみにお渡しします。）

1. 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）
2. 所得の証明書 ※①及び②の両方が必要です。
 - ①平成31年（令和元年）分の源泉徴収票又は確定申告の写し（所得のある者全員分）
 - ②平成30年分（平成31年度（令和元年度）分）の市町村長が発行する所得証明書（乳幼児、就学者等を除く世帯全員分）※所得がない未就労者も証明が必要です。
3. 特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする方は、そのことを証明する書類（障がい者手帳、療育手帳の写し等）
4. 誓約書
5. 振込口座等登録（変更）申請書
6. 振込口座の通帳の写し
7. 申立書

- ・5月末頃 奨学生の決定

●貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額	18,000円
	自宅外通学	月額	23,000円
私立の高等学校等	自宅通学	月額	30,000円
	自宅外通学	月額	35,000円

- 貸与期間 高等学校に入学してから、正規の修業年限の終了する月まで

●奨学資金の返還方法

奨学資金は無利子ですが、借りた後15年以内に半年または毎月払いのどちらかの方法で返還（口座振替）

その他、申請資格等詳細については募集要項でご確認ください。また、国の教育ローンについてのパンフレットが必要な方も、事務室までお申し出ください。

本件のお問い合わせ先

TEL : 0857-30-5541

事務長：居川 事務：水村

令和2年度 新型コロナウイルス感染症に係る

鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）の緊急貸与

令和2年3月 鳥取県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金を緊急貸与します。

例年、高等学校等在学生を対象とした在学募集では6月下旬に貸与開始しますが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急貸与に該当する生徒には5月末に早めて貸与開始します。

◆貸与月額（高等学校等奨学資金）

国公立	自宅通学	18,000円	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	30,000円	自宅外通学	35,000円

◆申請資格（全てに該当する者）

- ・保護者等が県内に在住
- ・世帯年収基準を満たすこと（例：4人世帯で7,860千円以下）
- ・修学意欲があること
- ・他の奨学金を受けていないこと
- ・**新型コロナウイルス感染症による影響により、家計が急変した者**

◆提出書類

- ①申請書、誓約書
- ②前年の源泉徴収票等、前々年の所得証明書
- ③口座登録申請、通帳写し
- ④申立書（**新型コロナウイルス感染症による影響により家計が急変したことを記載**）

詳細は「令和2年度鳥取県利権育英奨学生（高等学校等）奨学資金募集要項」7申請の手続き（提出書類）を確認してください。

◆提出方法・提出期限

現在、通常の奨学金在学募集（新1年生、在学生対象）を行っています。
在学募集の申請書類一式（①～③）に、申立書（④）を追加して提出してください。

- ・県内の高校に在学する場合 …各高校へ令和2年4月22日（水）までに提出
 - ・県外の高校に在学する場合 …県育英奨学室へ令和2年4月22日（水）までに提出
- 申請書は、鳥取県内の各学校で配布するほか、県ホームページに掲載します。

※締切を過ぎた場合も随時受け付けますが、貸与開始時期が遅くなります。

（注）・申立書の記載内容について問い合わせする場合があります。

- ・申請多数の場合、提出書類及び記載内容に不備がある場合は、貸与開始が令和2年6月以降になる場合がありますので御承知ください。

<問合せ先>

鳥取県教育委員会事務局人権教育課内 育英奨学室

電話番号：(0857) 29-7145

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95329>